平成２３年（フ）第１０９８号
京都府八幡市八幡山田78番地の16
債務者　西村　明廣
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８９号
京都府城陽市寺田乾出北８番地
債務者　上田与一こと　上田　與一
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1351番地１　レオネクストＳｕｎＵ106号
債務者　甲斐　邦彦
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市澄川町３丁目10番７号
債務者　古川　　恒
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３３８号
石川県白山市北成町11番地
債務者　稲垣　忠幸
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４０号
石川県石川郡野々市町矢作１丁目13番地
ディアドール202号、従前の住所金沢市窪３丁目417番地
債務者　干場　　稔
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
金沢市笠舞３丁目22番23号　ペンシオーノ・ケイ306号
債務者　堀口　賢司
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５７号
石川県かほく市外日角ホ131―乙、住民票上の住所石川県かほく市宇気ツ１番地17
債務者　茶山　洋二
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５８号
金沢市金石北３丁目13番４号
債務者　中村　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
滋賀県犬上郡甲良町大字尼子1677番地５、前住所滋賀県野洲市永原1097番地11
債務者　水本　真和（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第７６０号
神戸市東灘区深江南町１丁目９番31―101号
債務者　家庭料理梅村こと　宇野　勝子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２７号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟1413号
債務者　林　加奈子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９３号
神戸市長田区名倉町４丁目１番９号
債務者　神原　孝男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５０号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地　22号棟203号
債務者　平山　博子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５８号
神戸市灘区灘南通３丁目３番14号　サンパレス六甲南301
債務者　村上　愛子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７０号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―412号
債務者　沖本明こと　金　　在明
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１１号
兵庫県芦屋市高浜町５番２―243号
債務者　林　ちい子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係